

＜内閣府からのお知らせ＞「重要土地等調査法の届出制度」

令和8年2月4日(水)に開催された「令和7年度 第5回法定研修会」において、重要土地等調査法の届出制度に関するキャラバン(周知活動)を実施しました。

重要土地等調査法における特別注視区域内で面積 200 m²以上の土地・建物の売買等をする当事者は、あらかじめ内閣府への届出が必要になります。宅地建物取引業者の皆様におかれましては、特別注視区域内における土地・建物の売買等の仲介等を行う際、当事者に対して、この届出義務について重要事項として説明することが必要となりますので、適切にご対応いただけますよう、ご理解とご協力を願いいたします。届出様式や記載要領は内閣府ホームページの「届出について」に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

■長崎県内で特別注視区域の所在する市 ※令和8年1月時点(法定研修実施時点)

佐世保市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市

※売買等の対象となる土地・建物が上記特別注視区域に含まれるかどうかについては内閣府 HP 及び HP 内の「重要土地ウェブ地図」からご確認ください。(※「内閣府 重要土地 指定区域」で検索)

■内閣府ホームページで2本の説明動画を公開中

- ①「重要土地等調査法のポイント」は、制度全般を説明した動画です。
- ②「重要土地等調査法の届出制度の概要と届出書の記載方法」は、届出書の記載方法等を説明した動画です。

内閣府ホームページ

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>

または「内閣府 重要土地」で検索



重要土地ウェブ地図(内閣府ホームページ内)

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html#kuikishiteiichiran>

または「内閣府 重要土地 指定区域」で検索



説明動画(内閣府ホームページ内)

URL <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/doga.html>

または「内閣府 重要土地 説明動画」で検索



問い合わせ先

内閣府重要土地等調査法コールセンター

電話番号 0570-001-125(平日 9:30~17:30)
